

令和7年4月25日(金)
金村 龍那 議員(維新)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

1問 我が国においては急速にデジタル化が進展しており、司法の分野においても、令和4年に民事訴訟手続のデジタル化を図る法改正が行われるなどしているが、そのような中で、本法案の提出に至った経緯について、法務当局に問う。

- 民事訴訟手続のデジタル化については、令和2年3月に公表された「民事司法制度改革の推進に関する関係府省庁連絡会議」の取りまとめにおいて、喫緊の課題とされていたところ、この取りまとめにおいては、電子データとして作成される判決書を広く国民に提供することについて、法務省において必要な検討を行うこととされた。
- その後、令和4年5月に委員御指摘の民事訴訟法等の改正法案が成立し、両院の法務委員会において「判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。」との附帯決議がなされた。
- こうした経過も踏まえ、法務省においては、同年10月から、各界の有識者の協力を得て「民事判決情報データベース化検討会」を開催し、デジタル社会にふさわしい民事裁判情報の提供の在り方について検討を進めてきた。
- 令和6年7月、この検討会の報告書が取りまとめられ、デジタル化された判決書等について、法務大臣の監督する非営利の民間団体がこれを集約し、訴訟関係者の氏名・住所等に仮名処理を行い、利用者に有償提供するという制度が提案された。
- そこで、この報告書の内容も踏まえ、所要の法整備を行うため、本法律案を提出したものである。

(参考1) 民事司法制度改革の推進に関する関係府省庁連絡会議

関係行政機関等の連携・協力の下、民事司法制度改革に向けた喫緊の課題（裁判手続IT化、知財紛争における既存のADR機関や裁判所等の紛争解決能力の強化等）を整理し、その対応を検討するため、内閣官房において開催されていた会議。

令和2年3月の取りまとめ（「民事司法制度改革の推進について」）においては、「民事裁判手続等のIT化を進めることは喫緊の課題である。」（2ページ）、「民事判決情報は、国民にとって、紛争発生前には行動規範となるとともに、紛争発生後には当事者による紛争解決指針の一つともなり得るものであり、社会全体で共有・活用すべき重要な財産である。将来的に、AIによる紛争解決手続のサポートの可能性があり、その活用が国家経済の活性化にもつながり得るものであることも踏まえると、現状、先例性の高い事件や社会的に関心の高い事件等の一部の事件に限定して一般に提供されている民事判決情報については、今後、より広く国民に提供されるべきである。そこで、法務省は、民事判決情報を広く国民に提供することについて、司法府の判断を尊重した上で、ニーズやあい路等につき必要な検討をする。」（7ページ）とされた。

(参考2) 令和2年3月以降の検討（「民事判決のオープンデータ化検討PT」）

法務省は、令和2年3月から公益財団法人日弁連法務研究財団の主催する「民事判決のオープンデータ化検討PT」にオブザーバーとして参加した。このPTにおいては、民事判決情報の管理及び利活用に当たり検討すべき課題・対応策について、幅広い観点から実務的協議が実施され、令和3年3月、中間的な取りまとめとして「民事判決情報のオープンデータ化に向けた取りまとめ」が公表され、令和4年6月、「民事判決情報の適正な利活用に向けた制度の在り方に関する提言」が公表された。

(参考3) 令和4年4月20日衆議院法務委員会附帯決議及び同年5月17日参議院法務委員会附帯決議（関係部分につき内容同一）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の

配慮をすべきである。

一～五 (略)

六 訴訟記録を電子化するに当たり、事件記録の保存期間を広げるとともに、判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。

七～十二 (略)

(参考4) 民事判決情報データベース化検討会

令和4年10月から法務省において開催された有識者会議であり、憲法、行政法、民法、民事訴訟法及び情報法・情報セキュリティの各研究者並びに最高裁判所、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国消費生活相談員協会で構成され、オブザーバーとしてデジタル庁が参加した。

計16回にわたって会議を行い、報告書素案に関するパブリックコメント手続(令和6年3月29日から同年5月10日まで実施し、19の個人・団体から、128件の意見が寄せられた。)を経て、同年7月、「民事判決情報データベース化検討会報告書」を取りまとめた。

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和7年4月25日(金) 衆・法務委

金村 龍那 議員(維新)

2問 民事裁判情報に係るデータベースの整備・運用については、裁判所や法務省が行うことも考えられるが、本法案において、これを民間の団体に担わせることとした理由は何か、法務大臣に問う。

- 本法律案は、(司法機関の事務の範囲を超え、) 民事裁判情報の活用を促進するという政策的目的から、その基盤整備を図ろうとするものである。
- また、本制度におけるデータベースの整備・運用を行うには、時宜^{じぎ}にかなったデジタル技術を用いるなどして適正かつ効率的な業務運営を図る必要があるところ、これまで民事裁判情報の提供に大きな役割を果たしてきた民間において、相応の知見が蓄積され、技術開発も進められていることから、このような民間の知見・技術を活用することが必要かつ相当と考えられる。
- 以上のことから、本法律案においては、基幹データベースの整備・運用を法務大臣の監督する民間の団体に行わせることとしている。

(参考1) 法務省がデータベースを整備することについて

法務省が民事裁判情報に係るデータベースの整備・運用を行うこととした場合、所要の体制を整備するための相当のコストを要する上、知見や技術も必要となる。

また、私人間の紛争の解決に係る民事裁判情報を行政機関が網羅的に収集・管理することや、国が当事者となる訴訟について一方当事者である国（法務省）が仮名処理等の加工を行うことについては、業務の公正さなどへの懸念を招きかねない。

これらにも鑑み、本制度におけるデータベースについては、国（法務省）ではなく、民間の団体に整備・運用させることがより望ましいと考えられる。

(参考2) 司法機関の事務にはなじまないという指摘（日弁連法務研究財団）

公益財団法人日弁連法務研究財団「民事判決情報のオープンデータ化に向けた取りまとめ」（令和3年3月25日）において、「判決情報のオープンデータ化は、諸外国においては、国が国民に対する司法サービスとして実施している例も散見されているところであるが、本件スキームにおいて、民事判決情報を仮名化等することは、民間の商業ベースを含めた利活用機関の活用の前提となる情報データの整備・提供を目的とするものであるから、司法機関の担う事務にはなじま

ないように思われ、民間主導の継続性ある枠組みが必要となると考えられる。」とされている。

(参考3) デジタル社会の形成に当たり民間が主導的役割を担うものとされていること

デジタル社会形成基本法第9条においても、デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国等はその形成の阻害要因の解消その他の環境整備を中心に行うこととされている。

○ デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）

（国及び地方公共団体と民間との役割分担）

第九条 デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、民間の知見を積極的に活用しながら、公正な競争の促進、規制の見直し等デジタル社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備並びに公共サービス（公共サービス基本法（平成二十一年法律第四十号）第二条に規定する公共サービスをいう。第二十九条において同じ。）における国民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上並びに公正な給付と負担の確保のための環境整備を中心とした施策を行うものとする。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】

3問 指定法人については、複数の法人を指定して競争させることも考えられるが、これを全国に一つだけ認めることとするのはなぜか、法務当局に問う。

○ 本制度では、広く利用者の用に供し得るものとして、指定法人において最高裁判所から民事裁判情報の提供を受け、基幹となるデータベースを整備することを予定しており、このような位置付けや、仮名処理等の作業を集約して効率化できることを踏まえると、指定法人は一つに限ることが相当である。

○ また、複数の法人がこれを取り扱うこととなれば、仮名処理前の訴訟関係者の氏名等に関する情報の漏えい・拡散のリスクが高まる上、訴訟関係者等は、複数の法人に対して仮名処理の訂正等の申出をすることが必要になるなどの支障が生じ得る。

○ 加えて、複数の法人による競争が生じた場合については、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)において、経費を削減するために提供する民事裁判情報が限定される可能性や仮名処理を行う人員の削減が行われる可能性が指摘された。

○ こうした事情を踏まえ、本法律案においては、指定法人を全国に一つだけ認めることとした。

○ これに対し、(提供料金の高騰など、)競争原理が働かないことに伴う懸念については、法務大臣の定める基本方針において、指定法人の業務の在り方を示すほか、業務規程の認可等を通じた適切な監督によって対処してまいりたい。

(参考1) 仮名処理の効率化 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・6(2)イ [46ページ]))

現状において、民事裁判情報の提供主体がそれぞれに相応の費用と手間をかけて仮名処理を実施しているという状態が、社会全体としてみた場合に極めて非効率的であり、民事訴訟手続のデジタル化の実現後に、データ化された民事裁判情報が大量に生成され蓄積されていく中で、大量の民事判決の利活用を念頭に置く場合には、このような現状を改善する必要があるとの指摘がされている。このような現状に対する問題認識を背景として、民事裁判情報の提供の在り方を抜本的に見直すための検討に至った経緯を踏まえれば、情報管理機関は一つに限られることが望ましいと考えられる。仮に複数の情報管理機関による競争が生じた場合には、提供料金を低廉なものとするために提供する民事裁判情報を限定する者や仮名処理を行う人員を削減する者が現れる可能性も否定できない。また、この場合には、複数の情報管理機関が同じ民事裁判情報を重複して管理することとなり、不正アクセス等による情報漏えい・拡散のリスクも高まると考えられるほか、前記5(1)の事後的な措置が統一的に行われなくなることや利用者・訴訟関係者にとって事後的な措置を求める相手方が不明確になったり、複数の情報管理機関に対して申出をしなければならなくなったりするという弊害も懸念される。

(参考2) 指定法人の新設に係る考慮要素 (情報漏えい・拡散の防止)

○ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準 (平成18年8月15日閣議決定)

1 規制の新設審査の際の基準

(中略) 国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させる仕組みの新設は抑制するものとし、やむを得ず、新設せざるを得ない場合については、当該事務・事業の基本的内容を、原則として、法律で定め、事務・事業の実施方法等に関する基準を客観的に明確なものとするとともに、登録制とする。

登録機関による実施により難しい事務・事業については、登録機関による実施に準じた措置を検討することとする。

なお、それにもより難い次のような場合は、上記原則の例外として取り扱うこともやむを得ないものとする。

(中略)

エ 取り扱う情報の重複の排除や漏えい・拡散の防止等の観点から、統一的な情報の管理や提供等を必要とする事務・事業

オ・カ (略)

(参考3) 複数の指定法人を設けることに関する有識者の意見 (民事判決情報データベース化検討会第12回会議 (令和5年12月8日実施) 議事録・民事訴訟法等の有識者意見)

私も一つに限るべきだというふうに考えておりますので、結論には異論はないのですが、考慮するポイントとして、料金の適正化というのは競争を通じて図られるであろうということが複数案のメリットとして挙げられているところなのですが、情報管理機関から提供を受ける利用者の数というのが、そのような経済の法則が実現するような大量現象になるかということ、そういうことは想定されていないように思うので、複数案に対する料金を低減化するであろうというメリットはあまり考えられないのではないかなというふうに思います。

(参考4) 指定法人の業務の性質が競争による高度化になじまないとする有識者の意見 (民事判決情報データベース化検討会第12回会議 (令和5年12月8日実施) 議事録・商法等の有識者意見)

ありがとうございます。私も情報管理機関は一元化することが望ましいと考えます。性質上、基幹データベースというのは、そこで付加価値を付けてサービスを競うという性質のものではありませんので、ここは単一にして、そして全体の基礎になるデータを集める。こういうことで、そのために、例えば仮名化等々のところで重複したコストを掛けるということは望ましくないし、(中略) 利害関係者にとってもコストが少なくなるというふうに考えるからです。以上です。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限つて、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一～五 (略)

2～5 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従つて、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一～三 (略)

四 料金に関する事項

五・六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4問 利用者にとって基幹となる一つのデータベースを整備するというのであれば、幅広くデータを収録する必要があると考えられるが、指定法人のデータベースに収録される民事裁判情報の範囲について、法務当局に問う。

- 本法律案においては、令和4年の民事訴訟法等の改正によりデジタル化される民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続において作成された
 - ・ 電子判決書
 - ・ 電子判決書に代えて作成された電子調書 (いわゆる電子調書判決)
 - ・ 電子決定書の内容について、指定法人のデータベースに収録される対象としている。
- このうち、電子判決書とこれに代えて作成された電子調書については、事案の内容にかかわらず広く収録することを想定しており、他方、電子決定書については、法令の解釈適用について参考となるものに限って収録することとし、具体的な範囲は今後省令で定めることを予定している。

(参考1) 収録する電子決定書を限定する理由

一般に、決定及び命令は、機動性・迅速性が重視される事項を対象とするものであり、その性質は判決とは大きく異なることから、手続上も、判決とは異なる取扱いがされ、日本国憲法においても「公開」が明記されているものではない。

また、決定及び命令については、裁判長による期日指定等、理由の詳細が示されないものや、定型的なもの、電子決定書の作成に代えて調書に記録されるものも多く存在し、理由の説示の程度についても明確な基準はな

く、それぞれの事案における決定や命令の重み付けを踏まえた簡易迅速な処理を行うという訴訟運営上の観点から、ふさわしい方法・内容とされているという実情にあると考えられる。

こうした決定及び命令に係る民事裁判情報を一律にデータベースに収録しても、裁判所の判断過程を分析することによる活用が期待できないものが混在することとなり、かえって指定法人が行う加工や管理の事務負担が過度に増加し、ひいては利用料金が過度に増加することが懸念される。

(参考2) 収録する電子決定書の内容

電子決定書に係る民事裁判情報のうち、指定法人のデータベースに収録するものは、法務省令で定めることとしているところ、収録の対象とすべき決定について、民事判決情報データベース化検討会報告書においては、①正確な民事判決の内容を知るために必要となるもの（判決に対する更正決定等）、②民事判決に係る事件の帰すうを知るために必要となるもの（上告裁判所による上告の却下等）及び③裁判所の判断やその過程を分析する方法による活用が期待されるもの（文書提出命令に関する決定や行政事件訴訟法における仮の救済に関する決定等）について、収録の対象とする必要性が高いとされた。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案 (定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 民事裁判情報 民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続において作成された次に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている事項に係る情報をいう。

イ 電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいい、同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）

に備えられたファイル（以下この号において単に「ファイル」という。）に記録されたものに限る。）

ロ 民事訴訟法第二百五十四条第二項の電子調書（同法第一百六十条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）

ハ 電子決定書（民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録をいい、同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）であつて、法令の解釈適用について参考となる裁判に係るものとして法務省令で定めるもの

二～四 （略）

2 法務大臣は、前項第一号ハ又は第四号の法務省令を制定し、又は改廃する場合においては、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。

（情報提供の求め等）

第七条 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、最高裁判所に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録（民事訴訟法第九十二条第一項その他の法令の規定により同法第四十五条第五項第二号に規定する電磁的訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を除く。）に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めることができる。

2 （略）

5問 民事裁判情報は幅広く活用することが期待される一方で、訴訟関係者の氏名や住所等の情報を含むものであり、プライバシー等への配慮も必要になるところ、本法案において、仮名処理についてはどのような規定が設けられているか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、指定法人が行う仮名処理について、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、加工をしなければならないものとしている。
- また、加工の方法に関する事項は、業務規程に定め、法務大臣の認可を受けなければならないものとしており、詳細な仮名処理の基準については、指定法人の業務規程に定められることを想定している。
- なお、基準に沿って仮名処理を実施しても、報道された情報等と組み合わせると特定の個人が識別される場合もあるため、個別の事情により基準を超える仮名処理を要する場合は、申出により、指定法人において必要な仮名処理を追加的に実施することとしており、これを含めて苦情処理に関する事項につき業務規程の必要的記載事項としている。
- 指定法人は、このような法令及び業務規程の定めるところにより、全ての民事裁判情報について仮名処理を実施することとなる。

(参考1) 仮名処理におけるAIの活用(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・2(1)ウ[18ページ]))

ウ 仮名処理は、情報管理機関が、法令に則して設ける業務規程等に具体的な基準を設け、これに基づき、AI等を活用しつつ、人手による確認作業を経て実施することが想定されるところ、情報管理機関が基準を策定するに当たっては、基幹データベースを有意義なものとすることや訴訟関係者や利用者にとって明確な基準であることが期待されるとともに、運用開始後、不断に見直すことが期待される(後記(6)参照)。

(参考2) (追加的な処理を含む) 事後的な処理について(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・5(1)ア及びイ[40~41ページ])

ア 情報管理機関は、裁判所から民事裁判情報を取得した後に当該電子裁判書について閲覧等制限決定が行われた場合のほか、利用者等から、①既に行われた仮名処理が前記2(1)の基準に適合していない旨の申出、②個別の事情に応じて前記2(1)の基準以上の仮名処理を求める申出及び③前記2(1)の基準に従った仮名処理により裁判の理解に不可欠な情報が不足している旨の申出を受け付け、必要に応じて、申出の内容を踏まえた事後的な措置を行うとともに、他の利用者に行った措置の内容を通知すべきである(後記(2)参照)。

イ 前記ア②の申出は、訴訟関係者の権利利益が侵害されるおそれのある場合に、当該訴訟関係者等によって行われることが想定され、典型的な例としては、他の情報と組み合わせて犯罪、DV、ストーカー等の被害を受けた者を識別することができる情報を仮名化することの申出等が考えられる。なお、情報管理機関が利用者に民事裁判情報を提供する前にこのような申出が行われた場合、当該情報の仮名化等の必要な措置を実施した上で利用者への提供を行うことが考えられる(後記(2)参照)。

(参考3) 追加的な処理の対象となる情報の具体例

より具体的に言うと、DV被害者の職業等が追加的な処理の対象となり得る。このほかには、法人の名称については一次的な処理の対象にしないことを想定しているところ、いわゆるパワーハラスメントの事案における被害者の所属する課室の名称等が想定される。

(参考4) 本法律案における追加的な処理の申出の位置付け

追加的な仮名処理について、本法律案においては「苦情の処理」（本法律案第8条第2項第5号）として位置付けており、当該処理を求める者は、指定法人の業務規程の定めるところにより、苦情の申出を行うこととし、これを受けた指定法人において、必要に応じた処理を行うことを想定している。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案
定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人（当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。）の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号（個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。）の全部又は一部を削除する措置（当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。）を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 (略)

2 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二～四 (略)

五 苦情の処理に関する事項

六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不相当となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(仮名加工民事裁判情報の作成等)

第十三条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならない。

2 (略)

6問 仮名処理は法務省令で定める基準や指定法人の業務規程に則って行われることとされているが、仮名処理のルールを定める観点や対象となる情報について、法務当局に問う。

- 仮名処理の基準を定めるに当たっては、訴訟関係者のプライバシー等に適切に配慮しつつ、データベースを有意なものとするため、具体的な事実関係に基づく裁判所の判断及びその過程を読み取ることができるようにする必要がある。
- 本法律案において、指定法人は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように仮名処理をしなければならないものとしており、対象となる情報としては、
 - ・ 訴訟関係者の氏名の全部
 - ・ 生年月日の一部(月日等)
 - ・ 個人の住所のうち市郡より小さい行政区画
 - ・ マイナンバー等の個人識別符号の全部等を想定している。
- 法務省としては(本法律案が成立した暁には、)先ほど申し上げた観点を踏まえ、法務省令において適切な基準を定めてまいりたい。

(参考) 令和7年3月7日法務大臣閣議後記者会見の概要

【記者】

本日閣議決定された、民事裁判の全判決をデータベース化する新しい法律案について伺います。

(中略)

また、データベース化に際して、個人情報等を仮名処理するルールについては、今後どういった観点から定めていくのか、詳細については今後省令

等で定めることになるとと思いますが、現時点で具体的な仮名処理の対象の想定があれば教えてください。

【大臣】

(中略)

そして、仮名処理のルールを定める観点や、その対象情報ということですが、仮名処理の基準を定めるに当たっては、訴訟関係者のプライバシー等に適切に配慮しつつ、データベースを有意なものとするために、具体的な事実関係に基づく裁判所の判断及びその過程を読み取ることができるようにすることが必要であると考えています。

本法律案において、指定法人は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように仮名処理をしなければならないものとしています。対象となる情報としては、例えば、訴訟関係者の氏名の全部、生年月日の一部、これは月日等ということになります。あるいは、個人の住所のうち市郡より小さい行政区画、マイナンバー等の個人識別符号の全部等を想定しているところです。

法務省としては、本法律案が成立した暁には、先ほど申し上げました観点を踏まえ、当省の省令において、適切な基準を定めてまいりたいと考えているところです。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人(当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。)の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人識

別符号をいう。以下この号において同じ。)の全部又は一部を削除する措置(当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。)を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 (略)

2 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程(以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二～六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(仮名加工民事裁判情報の作成等)

第十三条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならない。

2 (略)

7問 指定法人は、仮名処理後の民事裁判情報を利用者に提供していくことになるが、どのような方法で提供していくことになるのか、提供方法の概要について、法務当局に問う。

- 指定法人は、民事裁判情報を利用しようとする者との間で、情報提供契約を締結し、電磁的方法により、仮名処理後の民事裁判情報と民事裁判関連情報を併せて、有償で提供する。
- 提供の料金に関する事項は、指定法人の業務規程に定め、法務大臣の認可を受けなければならないこととしており、指定法人が適正かつ確実に業務を実施するのに必要な範囲で、できるだけ低廉な価格となるよう、認可をすることを想定している。
- 情報提供契約の具体的な在り方については、法務大臣が認可する業務規程の内容も踏まえ、指定法人と利用者との間で個別に合意されることとなるが、例えば、
 - ・ 継続的契約に基づき仮名処理をした民事裁判情報を順次提供する方法
 - ・ 直近数年分の民事裁判情報を提供する方法等を想定している。

(参考1) 民事裁判関連情報(いわゆるメタデータ)

民事判決情報データベース化検討会報告書においては、「利活用を促進するための情報として、いわゆるメタデータを付するのが望ましいとの意見があった。メタデータとしてどのようなデータを付することができるかは、今後開発される裁判所におけるシステム等によることになるが、本検討会においては、判決言渡年月日等の基礎的な情報や統計的分析に資する事件類型に関する情報、当該訴訟の帰すうを知るための審級関連情報等を付する必要があるとの意見があった。」とされている(第5・3(2)イ〔3

0ページ])。本法律案において、メタデータは、「民事裁判関連情報」としており、指定法人は、これを収集整理し、及び提供する努力義務を負うこととしている(第7条第2項)。

(参考2) 提供の料金の決定に当たって考慮されるべき要素(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・3(4)ウ[32~33ページ])

ウ 前記2(1)の仮名処理や後記4(1)の安全管理措置を実施するためには、相応の費用を要することとなるから、民事裁判情報の提供は有償で行われる必要があるものの、前記第2・4の公共財としての側面からは、提供の対価をできる限り低廉なものとされることが期待される。こうした観点からは、「オープンデータ基本指針」にあるように、制度の運用開始後においても、安価かつ安全な最新技術を活用することによる、提供に係る経費の低減化や、利用者を増加させ、個別の利用者の負担額を低減する取組を通じて、提供の対価について不断の見直しが行われることが望ましく、その際には、利用者負担での提供とすることが社会経済的に適当かどうかについても再検討することが望まれるとの意見もあった。他方において、提供料金は、基幹データベースの健全な運用に支障を来さないように定められる必要がある。基幹データベースの運用には、システムの構築・運用経費、人件費、万一損害賠償請求を受けたときに万全の対応をするために必要な損害保険料等、様々な費用を要すると想定される場所、基幹データベースの健全な運用が図られるよう、提供料金は、これらの費用を適切に勘案して設定されることが望まれる。

(参考3) 具体的な提供の方法(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・3(4)エ[33~34ページ])

エ 基幹データベースを構築し、民事裁判情報を提供することの意義は、前記第2・2のとおり、個別の裁判例の内容分析にとどまらない裁判例全体の傾向分析や民事裁判情報を機械学習の素材として利活用することによる高品質な法的サービスを実現することにある。そのために、先例性や社会的関心があるとは限らないものを含めて基幹データベースに収録し、これらを提供するものとするところからすると、基幹データベースの主たる利用者として想定されるのは、判例データベース会社や出版社

等、全ての民事裁判情報を収集して独自の視点で先例性や社会的関心の有無を判断し、一定の価値を付加して二次的な利用者に提供する者や、裁判例全体の傾向分析等を行おうとする研究者等であると考えられる。こうした利用者のニーズに対応するため、情報管理機関は、継続的契約に基づいて全ての民事裁判情報を順次提供する方法や直近数年間に言い渡された全ての判決に係る民事裁判情報を提供する方法等、一定の網羅性が担保される方法による提供を行うことが考えられる。

他方、本検討会においては、より広く一般国民が容易に民事裁判情報にアクセスする方法を確保するのが望ましいとの意見があり、その一方法として、一件ずつの提供を希望する者に対しても提供してはどうかとの意見があった。もっとも、このような方法による提供を行う場合、決済システムの整備に相応の費用を要することが指摘されており、その費用を考慮して提供料金を設定しようとするれば必然的に利用料金は高額になることが想定される。また、前記(2)イのような機械判読に適した形式の情報は、必ずしも個別の裁判例の分析検討に適した可読性のあるものとはいえない。さらに、一般の国民は、一次的な利用者から提供される付加価値の高い情報等によって民事裁判情報にアクセスすることが想定される。これらの事情を考慮すれば、情報管理機関においては、まずもって上記主たる利用者として想定される者のニーズに応じた提供を実施することが考えられる。ただし、本検討会においては、情報管理機関の利用者を通じて、これまで必ずしも先例性や社会的関心があるとはされてこなかったようなものを含めて、より多くの民事裁判情報が提供される状況にある限りは、このような方法による提供を継続すればよいと考えられるものの、一次的な利用者が二次的な利用者に提供する民事裁判情報を選別するなどした結果、基幹データベースを構築する意義が実現されないような事態に至った場合には、別途の検討が必要ではないかとの指摘があった。こうした指摘を踏まえれば、情報管理機関においては、基幹データベースの運用状況を勘案しつつ、必要に応じ、その健全な運用に支障をきたさない範囲において、例えば上記一件ずつの提供を実施するなど、より広く一般国民が容易に民事裁判情報にアクセスする方法を確保することが期待される。

(参考4) 本法律案第6条第1項第2号の提供の方法

具体的な方法は法務省令で定めることとなるが、電気通信回線を通じて提供する方法等が想定されるところであり、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）においては、CSV、XML、JSON等の機械判読に適した形式で、API連携（異なるアプリケーション間でデータのやり取り等をするための連携）等の効率的な方法とするのが望ましいとされている。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案
(業務)

第六条 指定法人は、この法律及び第八条第一項に規定する業務規程の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者に対し、仮名加工民事裁判情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものをいう。）により提供すること。

三・四 (略)

2 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一 (略)

二 仮名加工民事裁判情報の提供を内容とする契約（第十条及び第十二条において「情報提供契約」という。）の締結に関する事項

三 (略)

四 料金に関する事項

五・六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業

務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

8問 一般の個人からすれば、大量の民事裁判情報を取得しても、どれを参考にすればよいのか分からないようにも思われるが、指定法人から直接民事裁判情報の提供を受ける利用者とは、どのような者を想定しているのか、法務当局に問う。

- 本制度は、大量の情報を処理する技術を用いて多数の裁判例の横断的分析を行うなど、デジタル社会における新たなニーズに応えるために、指定法人において基幹となる網羅的な民事裁判情報のデータベースを整備・提供し、民事裁判情報の幅広い利用を可能とするものであり、基本的に、その一次利用者においては、利用料金を支払ってデータベースの全部を利用することを想定している。
- 指定法人から直接民事裁判情報の提供を受ける者としては、このような利用を行う判例データベース事業者、出版社、いわゆるリーガルテック企業、研究機関等を想定している。
- なお、指定法人は、正当な理由があるときを除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならないこととしており、制度上個人の利用が制限されるものではない。
- しかし、指定法人による民事裁判情報の提供は、主たる利用者のニーズに対応するべく機械判読に適した形式で行われることが想定されるため、必ずしも一般の個人が個々の判例を閲読するのに適したものとはならない。
- 一般の個人は、高度な検索機能や判例解説等が付加され、閲読に適する形式に整えられた民間事業者の判例データベースの方がより利便性が高いと思われ、現状と同様に、一次利用者た

る民間事業者が整備したデータベース等を通じた二次的な利用をしていただくことを想定している。

(参考1) 民間事業者の判例データベースの利用料金

主要な民間の判例データベースとしては、株式会社LICが提供する「判例秘書」、第一法規株式会社が提供する「D1-Law」、トムソン・ロイター株式会社が提供する「Westlaw Japan」、株式会社TKCが提供する「TKCローライブラリー」がある。その利用料金は様々であるが、月額1万円程度で利用できるものもある（TKCローライブラリー）。また、公立図書館において民間事業者の判例データベースが利用できることもある（千葉県立図書館HPによる。）。

(参考2) 機械判読に適した形式

CSVやXML等の形式を想定している。CSVとは、Comma Separated Valuesの略称で、値や項目をカンマで区切ったテキストファイル・データのこと。Microsoft Excel等様々なソフトで取り扱うことができる。XMLとは、Extensible Markup Languageの略称であり、「タグ」と呼ばれるマークアップ記号を利用してテキストに情報を付加することができる（例えば、文中に「…〈主文〉1 被告は、原告に対し…。〈/主文〉」などと記号を挿入することで、記号間のテキストが主文であるという情報を付加することができる。）。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(契約の締結及び解除)

第十条 指定法人は、情報提供契約の申込者がある申込みに関し偽りその他不正の行為を行ったとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならない。

2 指定法人は、情報提供契約を締結した者の契約上の義務違反により契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約を解除してはならない。

(対^{大臣}・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和7年4月25日(金) 衆・法務委
金村 龍那 議員(維新)

9問 本制度は、一般の個人や国民にとってはどのような利点があるか、法務大臣に問う。

- 本制度においては、民事・行政事件の判決書等が広く指定法人のデータベースに収録され、指定法人から民事裁判情報の提供を受けた一次的な利用者が様々な価値を付加して製品やサービスを開発し、それが二次的な利用者に提供されて活用されることを想定している。
- 具体的には、例えば、判例データベース事業者などの一次利用者において、民事裁判情報につき、
 - ・ 裁判例の体系化
 - ・ 解説や英訳の付加を行うことのほか、デジタル技術を活用し
 - ・ 裁判例の横断的分析
 - ・ より精緻な統計的分析
 - ・ 機械学習の素材にしてA Iの研究開発を行うこと等も考えられる。
- こうした価値が付加された民事裁判情報が提供されていくことにより、自らが二次的な利用者となる



場合はもとより、それ以外の場合についても、より高度な法的サービスの提供が実現することを通じ、国民一般の利益に資するものとなると考えている。

(参考1) 一次的な利用者と二次的な利用者

一次的な利用者としては、出版社、判例データベース事業者、いわゆるリーガルテック企業、研究機関等を想定している。二次的な利用者としては、一次的な利用者の製品やサービスを利用する弁護士等の法律実務家、研究者、民間企業、学生等を想定している。

(参考2) 裁判例の横断的分析

例えば、慰謝料額に関する判断を収集し、多数の裁判例において共通して重要な考慮要素とされる事情を明らかにしたり、これを踏まえた金額の傾向を把握したりすることが可能になり、紛争解決の指針となることが考えられる。

(参考3) 現状におけるAIの活用例（令和6年2月22日午後5時37分日本経済新聞電子版）

人工知能（AI）を活用した法務調査サービスを運営するリーガルスケープ（東京・文京）は、生成AIを使って簡単に判例を検索できる機能の提供を始める。法律系出版社の第一法規（東京・港）の判例検索サービスと連携し、質問に応じてAIが判決のポイントや重要度を判定し、要旨などを示す。

判例検索の利用層拡大などを狙う。

第一法規の判例検索サービス「D1-Law.com」のデータベース上の判決文のほか、専門家による判決要旨や意義の解説といった同社独自の付随情報をもとに、判例を効率的に検索できる機能を開発した。特定の論点が争われた裁判を知りたいなどと質問を入力すると、関連性や重要度によって優先順位をつけた上で判例の要旨などを表示するほか、リーガルスケープが所蔵する法律書籍の関連する記述などもあわせて参照できる。

新機能の提供は2月26日から始める。3カ月間は試行期間として、登録すれば無料で利用できる。

判例は法務調査では重要な情報だが、数も多く内容も難解なため一般の法務担当者などが適切に探すのは難しい。このため既存の判例検索サービスは弁護士の利用が大半を占めているという。「第一法規の判例データベースは法律の条文などに沿って体系だって整理されているため AI による参照に適している。生成 AI を備えることで判例検索のハードルを下げ、判例情報を利用できる人の裾野を広げたい」（八木田樹・最高経営責任者）という。

リーガルスケープは23年秋に独自技術と生成 AI を組み合わせ、法務相談の質問に対して所蔵文献などの根拠を示したうえで素早く回答する機能を搭載した。この機能の導入以降、大手企業中心に150社以上の新規利用につながったという。

(参考4) 令和7年3月7日法務大臣閣議後記者会見の概要

【記者】

本日閣議決定された、民事裁判の全判決をデータベース化する新しい法律案について伺います。

データベースの一次的な利用者は、民間の判例データベース会社やリーガルテック企業などを想定されていると思いますが、今回のこの法律の整備によって、一般の個人ですとか国民にとってはどのようなメリットをどのような形で受け取ることができるとお考えでしょうか。

(後略)

【大臣】

本制度においては、指定法人から民事裁判情報の提供を受けた業者などの一次的な利用者が、様々な価値を付加して製品やサービスを開発・提供します。それが一般の国民の皆様方などの二次的な利用者の方々に提供されて活用されることを想定しているところです。具体的には、例えば、業者などの一次利用者において、民事裁判情報につき、裁判例の体系化、あるいは解説や英訳の付加を行うことのほか、デジタル技術を活用して、裁判例の横断的な分析や、より精緻な統計的分析、機械学習の素材にして、いわゆるAIの研究開発を行うこと等も考えられます。

法務省としては、こうした活用の成果を通じて二次的に民事裁判情報を利用されることとなる国民の皆様方に対して、高度な法的サービスが提供されるようになるものと考えて

います。

(後略)

【責任者：司法法制部司法法制課 早瀬課長 内線■■■■ 携帯■■■■■■■■■■】